

報告事項キ

鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者の選定について、別紙のとおり報告します。

平成20年9月9日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

# 鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者の選定について

家庭・地域教育課

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

## 1 指定管理候補者

財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市国府町宮下1260番地 鳥取県埋蔵文化財センター内  
理事長 有田博充

2 指定期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

## 3 委託料の額

311,285,000円・・・(1) (債務負担行為額 311,285,000円)  
[参考]単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 62,257,000円

## 4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記の1団体のみであった。審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条及び鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(以下「生涯学習センター条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記団体は指定管理者として適当であると認める。

[選定理由]

当該施設の指定管理者として、現在、適正に施設の管理運営を行っている実績があり、その経験とノウハウが今後活かされることが大いに期待できること、また、交流談話室等の有効利用や利用者ニーズの把握に努めるなど、さらなるサービスの向上を目指す取り組みが見られるとともに、収支計画も堅実であると認められることから、指定管理候補者として選定した。

## 5 応募者

応募者	所在地	代表者
財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市国府町宮下1260 鳥取県埋蔵文化財センター内	理事長 有田 博充

## 6 審査委員

氏名	所属等
永山 正男(委員長)	鳥取大学副学長、鳥取大学生涯教育総合センター長
阪本 稔之(副委員長)	税理士
上原 幸穂	鳥取県PTA協議会事務局長
船越 紀子	鳥取県連合婦人会事務局職員
中永 廣樹	鳥取県教育委員会教育長

## 7 審査結果

### (1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理の基本的な考え方の適合性</li> </ul>	30
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設置目的の理解</li> <li>指定管理者を希望する理由</li> <li>管理運営の方針</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等)</li> <li>管理の基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>開館時間、休館日、利用料金等の設定</li> <li>個人情報保護、情報の公開</li> </ul> </li> <li>施設設備の維持及び衛生管理の水準</li> <li>事故・事件の防止措置、緊急時の対応</li> <li>利用者等の要望の把握</li> </ul>	

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画及び見積内容</li> <li>・県の委託料額の多寡</li> </ul>	30
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・組織及び職員の配置等</li> <li>・法人等の財政基盤、経営基盤</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">〔障害者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 家庭教育推進協力企業としての協定締結〕</p>	20
5	指定管理者が、教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。(生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策</li> <li>・教育委員会との連携及び調整方策</li> </ul>	必須(優先的な利用が確保されないと認められる場合は、失格)
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。(生涯学習センター条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針</li> <li>・生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力</li> </ul>	20

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	得点	評 価
1	適	生涯学習・社会教育の拠点施設としての性格を十分に理解しており、施設の平等な利用を確保するのに十分である。
2	21.6	これまでの当該施設の管理で培われた経験やノウハウを活かした施設設備の適正で効率的な管理が見込まれるとともに、開館時間延長希望への対応や交流談話室の有効活用などの利用者サービスの向上も図られるなど、施設の機能を十分に発揮させることが期待できる。また、館内を巡視しての声かけについては十分実施し、さらなる利用者の声の取り入れとトラブルの未然防止に努めていただきたい。
3	24.0	収支計画は妥当なものであり、人件費・リース料等の管理に係る経費の節減により、県の委託限度額内での実施が図られるものである。サービス低下に繋がらないように期待したい。
4	12.2	県からの委託事業を中心とした財政基盤・経営基盤である。また、経費削減の観点からかなり絞った組織及び職員の配置であるが、職員のローテーションの工夫等により、来館者への対応が常時できる人員配置となっている。なお、障害者の雇用促進についても配慮されたい。
5	適	当該施設が、生涯学習施策を進めるための県の拠点施設であることを十分に理解しており、県教育委員会が行う生涯学習・社会教育に関する事業への施設設備の優先利用の考え方は妥当である。
6	15.2	生涯学習・社会教育の振興に対して十分な知識と企画立案及び実施能力を有しており、業務の実施方針も妥当である。事業の実施においてはこれまでの経験やノウハウが活かされるものと期待できる。
合計	73.0	

(注) 点数は、委員5名の平均である。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

- (1) 開館時間・休館日
  - 平日及び土曜日 9:00～21:00
  - 日曜日及び祝日 9:00～19:00  
(時間延長希望については、必要に応じて対応)
  - 休館日 年末年始6日間  
清掃や設備点検等による施設貸出し不能日を9日程度予定
- (2) 利用料金
  - 平成17年度の料金を下回る料金設定(現行料金と同額)
  - 使用料金減免も現状の基準を維持
- (3) 利用促進のための取組み
  - 平成18年度に立ち上げた生涯学習スクール「まなび」の一層の充実
  - 広報誌発行による施設やイベント、活動内容の紹介
  - ロビーへの展示コーナーの設置
  - 学習成果の発表と交流を目的とした交流会の開催
  - 快適な学習環境の維持管理と、多目的利用可能なフロア室の活用
- (4) 経費削減のための取組み
  - 外部の事業者への委託を複数年契約とし、原則として入札で委託先を決定。
- (5) 生涯学習の普及振興を図るための事業実施における工夫
  - 利用者のニーズの把握に努め、生涯学習・社会教育関係団体の活動や交流の場として充実させる。
  - 平成18年に立ち上げた生涯学習グループ「まなび」の継続充実を図るとともに、「まなび」を中心としたグループによる学習成果の発表と交流を目的とした「まなび・ふれあい交流会」を開催する。
  - 県教育委員会や市町村及、社会教育関係団体等と連携して情報の収集を行い、広報誌による生涯学習関連の情報の提供、紹介などのサービス提供に努める。
  - パソコン研修室の有効利用を図るため、ニーズを見ながら内容や回数を検討した上で、パソコン講座を開催する。